

信頼に値する専門知システムはいかにして可能か

—「専門知の民主化／民主制の専門化」という回路

平川秀幸

ひらかわ ひでゆき
大阪大学コミュニケーションデザイン・センター

東日本大震災、とくに福島第一原子力発電所(原発)の事故と放射線汚染の拡大を通じて、科学技術をはじめとする「専門知」や専門家に対する不信が広がりつつある。この「信頼の危機」を前に、どうしたら信頼に値する専門知のシステムを作り出せるのか。15年前にこの危機を経験した英国の対応を概観し、「専門知の民主化／民主制の専門化」という観点から考察してみる。

裏返つたりアリティ、融解する専門知への信頼

発生から4カ月半、いまなお余震が続く東日本大震災は日本社会のアリティを大きく変容させてしまった。M9.0の巨大な地震と、東北の海沿いのいくつもの町を呑みこみ、1万人以上の命を奪った津波。残された残骸が広がる光景は、ほんの少し前まで普通に人々が暮らし仕事をしていた場所とはにわかに信じがたいほど変わり果てている。

地震・津波によって発生した福島第一原発の事故も同様だ。それは日本で起こるはずがないとされてきたものであり、3月11日より前に過酷事故の可能性を口にしたとすれば、ほとんどトンデモ扱いするのが、原発推進派のみならず世間一般の態度だっただろう。しかしいまや放射性物質が

How can we build up trustworthy expertise system? A path of "democratizing expertise and expertising democracy"

Hideyuki HIRAKAWA

E-mail: hirakawa@cscd.osaka-u.ac.jp

陸にも海にも広がり、日本人のほとんど誰も想像しなかった「厄介すぎる非日常」が日常化してしまっている。日本社会のアリティはすっかり裏返ってしまった。

それとともにこの事故は、政府に対する信頼性のみならず、政府や社会全体に対してさまざまな助言をする専門家集団への信頼性をも融解させている。そもそも事故の発生自体が、天災ではなく、安全審査の失敗という人災だった。たとえば大津波による炉心損傷の危険性や抜本的な津波対策の必要性については、(独)産業総合研究所や(独)原子力安全基盤機構による研究によって指摘されていたが、原子力安全・保安院や東京電力は対策に反映させることはしなかった。反原発団体からの批判だけでなく、経済産業省所管の研究所からの指摘すら無視されていたのであり、政府の規制体制における専門知の利用が深刻な機能不全に陥っていることを示している。

事故発生直後から行われた事故の推移に関する政府と東京電力の発表や、テレビなどでの原子力工学者たちの解説も不信を招いている。「炉心溶融はありえない」「格納容器の健全性は保たれている」などといった発言は、事態の深刻さを過小評価した非常に楽観的——もしくは欺瞞的——なものだったことが、事故の推移そのものによって次々と明らかにされてしまった。「原子力ムラ」という言葉に象徴されるように、原子力政策が、規制までもが推進派の専門家によって担われる閉じた世界で決められていることも広く世間が知る事実となった。

日本気象学会が3月18日付の理事長メッセージで会員に対して、会員各自による放射性物質拡散予測の公表を控えるよう通知したこと、政府の原子力安全委員会によるSPEEDI(緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム)のデータ公開が遅れたこととあいまって、情報隠しの疑いを招き、学会内外から多くの批判を浴びた。

その一方で、個人や比較的小規模のグループのレベルでは、インターネットで情報発信を行ったり、福島県を中心とした地域の放射線量測定マップを作成・公開したり、実際に現地で線量の測定や除染活動を行うなど、人々の助けとなる活動をしている研究者はたくさんいる。しかし、そうした努力を裏切るかのように、最も専門知の助言が必要とされているときに、その頼りなさ、信用ならないを露呈し続けているのが、3月11日以降の日本の専門家集団なのである。

信頼の危機にどう応じるか

このような科学技術、とりわけ政府や社会一般に対して助言を行う専門家あるいは専門知に対する不信感の広まりを本稿では「信頼の危機」と呼ぶことにしよう。思うにこの危機は、3.11以降、原子力のみならず、科学技術全般、さらには科学技術政策に関連する経済学や法学、政治学、筆者の専門である科学技術社会論などの人文・社会系にまで及んでいている。いうなれば、これらの学問に関わりつつも、この原発事故を防げなかつたわれわれすべてが、多かれ少なかれ被告席に立っていると言つていいだろう。

では、そうした不信の広がりを前に、どうやったら信頼に値する専門知の「システム」を構築できるのか。それが本稿のテーマである。ここで「システム」としているのは、知の信頼性を、専門家個人の能力や誠実さという水準ではなく、集団的・組織的水準で考えるためである。現代社会の意思決定は、政府にても個人にても科学技術をはじめとする専門知にますます依存しており、より頼りにできる知を獲得することは一層重要な

なっている。そうした知を生み出し、その品質確保を行う専門知のシステムを作り上げることは、震災以降の日本社会にとって喫緊の課題だと言える。

この課題を考えるために本稿では、まず今から15年ほど前に同じく専門知の「信頼の危機」に見舞われた英国の経験を振り返っておきたい。実をいえば「信頼の危機」という言葉は、今から11年前の2月に英國の議会上院科学技術特別委員会がまとめた『科学と社会：第3報告書』¹で使われたものだ。それは、1990年代半ばに英國社会のみならず全世界を揺さぶったある事件によって引き起された、科学に対する不信感の広まりを指す言葉だったのである。

英国における「信頼の危機」

「近年、若年層に見つかったクロイツフェルト＝ヤコブ病(CJD)は、1989年末の牛の内臓食用禁止令以前にBSE(牛海绵状脑症)感染牛を食べたことによる可能性が高い」——1996年3月20日、英國政府はBSE問題について重大な発表を行った。その衝撃は英国内だけでなく、英國産牛肉を輸入していた他の欧州諸国、そして世界を大きく震撼させた。いわゆるBSE危機である。

1986年に英國で発見されたBSEは、長らく牛から人への感染はないとされてきた。初期に調査を行った政府のサウスウッド作業部会は1989年2月に報告書を発表し、「人への感染リスクはきわめて小さい」と結論づけた。政府は、これを根拠に安全宣言を行い、1990年5月には当時の農漁食糧大臣ジョン・S.ガマーが、報道陣の前で自分の小さな娘とハンバーガーを食べてみせ、食品安全担当のデヴィッド・マクリーン農漁食糧省政務次官はサウスウッド報告書を「BSE問題のバイブルだ」といい、安全宣言の確かさをアピールした。

ところがその後、新しいタイプのCJDの症例がいくつか見つかり始める。CJDそのものはもともと、100万人に1人程度の確率で、比較的年

記者に自然発生する病気として知られていた。しかし、従来の CJD とは症状の発現パターンが異なっていたり、若年層で発病していたりすることなどから、BSE 感染牛を食べたことが原因と考えられる「変異型 CJD(vCJD)」が 1996 年までに 10 件見つかっていたのだ。この驚愕の事実を明らかにしたのが 96 年 3 月 20 日の政府発表だったのだ。

このような政策の致命的誤りによって、政府に対する国民の信頼は大きく失われたが、失われたのはそれだけではなかった。政府の決定が根拠にしていた「BSE が人に感染する可能性は非常に小さい」という科学の結論そのものが間違っていたため、科学者あるいは科学自体に対する信頼も大きく失われてしまったのだ。この「政府の意思決定に助言する科学」に対する不信の広がりこそが、先の上院科学技術特別委員会の報告書が問題にした「信頼の危機」だった。

そして、この危機をさらに深めることになったのが、英国、そしてフランスやドイツなど他の欧洲諸国にも波及した遺伝子組換え(GM)作物の安全性論争だ。実は、BSE の人感染リスクを政府が発表したのは、英國で初めて GM 作物を使った食品(トマトピューレ)が登場した 1 カ月後だった。このため安全論争はますます激しさを増すことになった。

これに対して英國政府や開発企業、科学者たちは GM 作物の安全性を訴えたが、BSE 危機を経験した消費者にはまったく通用しなかった。安全といつても、それは現時点で知られている科学的証拠にもとづいたものにすぎず、BSE のように今は知られていない「未知のリスク」が将来明らかになるかもしれない。そうはならないという保証など、どこにもないではないか。消費者はそう考えたのだ。また、政府や企業、またこれらとつながりのある科学者たちに対する消費者の不信感も根強かった。彼らは、自分たちの利益を守るために消費者の健康を犠牲にしているのではないか、科学者たちも、リスクを隠し、政府や企業に都合の良いことしか言っていないのではないかと疑わ

れたのだ。

政府・科学界の応答： コミュニケーションの転換

こうした危機の深刻化に対する応答として英國の政府と科学界が行ったのが、次の二つの方向での改革である。

一つは、「科学技術コミュニケーション」のあり方を大きく転換することだ。科学技術コミュニケーションにはさまざまな目的・役割があるため一言で定義するのは難しいが、ここでは、科学技術の情報や知識、関連する意見について、専門家や政府、企業、市民、メディアのあいだでやりとりし、理解を深めあう活動全般を指すものとする。信頼の危機以前に主流だったのは「一般市民の科学理解(PUS: Public Understanding of Science)」と呼ばれる活動で、1985 年に同國のロイヤル・ソサエティが発表した同名の報告書に由来するものだ²。日本では「科学技術理解増進活動」ともいふため、以降はこの呼び名を使う。

理解増進型のコミュニケーションの一番の目的は、科学技術に対する一般の人々の興味・关心を高め、科学的な事実や基本概念、方法論についての正しい理解、いわゆる「科学リテラシー」を広めることにある。そうすることで人々が、科学技術に関連する日常生活や社会の問題について合理的に判断できるようになることや、科学技術に対して肯定的な態度になったり、将来、理工系の職業につく人材を増やしたりすることが期待された。

ほかにも、新しい科学技術を、それに伴うリスクも含めて社会に受容させることを目的に、人々に当該の科学技術とリスクについての科学的理解をうながす「社会的受容(PA: Public Acceptance)」と呼ばれる活動も理解増進型のコミュニケーションの一例だ。それが行われる背後には「一般市民が科学技術に対して不安を抱いたり反対をしたりするのは科学の正しい理解が欠けているからであり、正しい知識を理解せねば不安や反対は解消される」という考え方が隠れている。これを科学技術

コミュニケーションの「欠如モデル」という。洋の東西を問わず政府や専門家にありふれた発想だ。

英國で遺伝子組換え作物について行われたのも、まさにそのような欠如モデルにもとづいた社会的受容活動だったのだが、その目論見は失敗に終わってしまう。先に述べたように消費者が懸念していたのは未知のリスクの可能性であり、理解増進・社会的受容のコミュニケーションが前提とする「人々が理解すべき正しい知識」そのものの妥当性が疑われていたからだ。また政府や産業界と並んで、政府の委員を務めたり企業から研究費を受けたりしている科学者に対する不信感も根強かった。そのような不信が広がる状況で「正しい知識」の理解を人々に求めるばかりでは、「彼らは未知のリスクの可能性を無視して、BSE と同じ過ちを繰り返す気か」という具合に、余計に不信を買ってしまいかねない。

そして、こうした御理解・啓蒙路線からの転換として、英國の政府や科学界が選んだのが、科学者、政府、産業界、市民のあいだの双向的な「対話」や、政策決定への「参加」を重視する「公共的関与(public engagement)」と呼ばれるタイプのコミュニケーションの促進だ。先に挙げた報告書『科学と社会』では次のように言っている。「一般市民との直接対話は、科学にもとづく政策決定にとっての付加的な存在であることをやめ、そのプロセスの通常の不可欠な一部にならなければならない。」

これに加え 2001 年には議会科学技術局(POST)が『開かれたチャンネル：科学技術における公共的対話』³を発表し、以後、国を挙げて様々な公共的関与活動の支援策がとられるようになった。2007 年にはビジネス・イノベーション・技能省の支援により、「サイエンスワイズ：科学とイノベーションにおける公共対話専門家センター(Sciencewise-ERC)」が創設され、政策立案者や省庁に対して市民との公共対話に関するトレーニングを行うなど、両者が市民の視点や関心を理解し、対話を促進するのを助けている⁴。

もう一つの応答：科学的助言の改革

もう一つ、BSE 問題を発端にした信頼の危機への応答として英國で行われたのが、政府機関が科学的助言を入手し活用する際の原則や、助言組織(審議会など)の中立性を確保するための規範を定め、政策決定における科学的助言システムを改革することだった。

BSE 問題では、政府が安全宣言を下し、人にに対する感染リスクを否定している間も、リスクを示唆する科学的知見が蓄積され、牛の殺処分を促す助言も行われていた。しかし「安全宣言を危うくする恐れがある」という理由から、そうした予防措置ははら施されなかった。背景には消費者のパニックや英國畜産への打撃を恐れた当時の英國政府の思惑があったことが後の調査で明らかになっている。

また、政府の安全宣言の下敷きとされた報告書では、実は「評価が誤っていれば、その含意はきわめて深刻」「長い潜伏期間を考えると、完全な証明は 10 年かそれ以上かかる」「人への感染の可能性を完全に排除することはできない」という指摘がなされていた。これに従うならば、消費者の健康、さらには長期的な生産者の利益を考えるならば、もっと警戒レベルを上げ、予防措置をすべきだったはずだ。しかし、この可能性が現実的なものだと主張できるだけの説得力のある証拠はなかったこと、また上述のような政治的思惑もあったことから、この但し書きは無視され続けたのだった。

こうしたことから英國政府は、まず 1997 年に、政策決定者が科学的証拠をどのように入手し、政策決定に活用するかを定めた「政策策定における科学的助言の使用」を作成した。その後この指針は 2000 年、2005 年、2010 年に改訂され、最新版「政策策定における科学的・技術的助言の使用に関する政府主席科学顧問が定める指針」では、表 1 のような概要の指針が示されている⁵。

これ以外にも英國では、ビジネス・イノベーシ

表1-英国政府「政策策定における科学的・技術的助言の使用に関する政府主席科学顧問が定める指針」

- 科学的・技術的助言を必要とし、公共的関与を行うのが適切な課題を早期に特定する。
 - ・ホライズン・スキャニング(将来展望調査)やフォーサイト(科学技術の将来予測)などの仕組みを活用。
 - ・適切な課題設定を行うために、専門家や関連組織の関与を早い段階から進め、消費者・市民も含めた関係者集団の利害や関心が反映されるよう、市民との対話なども適宜行う。
- 幅広いソースからの専門的助言に依拠する。不確実性が存在する場合にはとくに。
 - ・事業の性質に適合し、専門家の意見の多様性をバランスよく反映した、十分に幅広い助言者を選定する。
 - ・関係者は、助言を提示する専門家の責任と、助言にもとづいて政策決定を行う各省の責任との間の区別を尊重する。
 - ・証據が抱えるさまざまなレベルの不確実性は評価・伝達・管理されるべきであり、各省は不確実性を無視した結論を出すよう専門家に圧力をかけてはならない。
 - ・各省は適切な品質保証および査読の実施を確保し、科学的知見に関する国民の懸念に対応する際には、既になされた品質保証および査読のレベルを明示し、追加の評価なし査読を行うかどうか、結果をいつ公表できそうかを示す。
- 科学的助言のプロセスにオープンで透明性のあるアプローチをとり、できるだけ早く証據と分析を公表する。
 - ・科学的助言は、政府の意思決定者により考慮されなければならないものの一つでしかなく、他には、社会的・政治的・経済的・倫理的考慮などがある。
 - ・利益相反は、申告され、適宜幅広く公開されるべきであり、各省はそうした利益相反が助言の信頼性ないし独立性を損なうかどうか判断すべき。
- 政策決定の理由を公に説明する。政策決定が科学的助言と矛盾するようにみえる場合にはとくにそうである。
- 科学的・技術的な証據と助言を政策策定に統合するため、政府全体で一貫的なアプローチをとるよう協調して作業する。

ヨン・技能省の「政府への科学的助言に関する原則」、政府科学局の「科学諮問委員会行動規範」が設けられている。

「専門知の民主化／民主制の専門化」という課題

以上、BSE問題に端を発する信頼の危機の実態と、それに対する応答として英国の政府と科学界が行ってきた取り組みを見てきた。では、その経験は現在、そしてこれからの日本の政治と科学にとってどんな示唆を与えているのだろうか。

英国の経験で最も重要なのは、科学的助言に対する信頼性を高めるには、「正しい知識」そのものを提供すること以上に、まずは「正しい知識を生み出し保証する専門知のシステムの質」を確保することが肝要だということだろう。というのも、科学的助言が必要とされるような現代の政策課題では、そう簡単に「正しい知識」が手に入ることは限らないからだ。政策上問題になるのは、通常のアカデミックな研究が相手にするよりもはるかに複雑・複合的で、他分野の協働を必要とするものであり、不確実性も大きい。BSEのように人類が初めて経験する未知の問題もある。また政策課題に関わるということは、社会の様々な集団や組織の利害関係に関わる度合いが高いことを意味す

る。科学的助言の結論は、ある集団にとっては利益に、別の集団にとっては損失につながる。つまり、意思決定するために科学的助言が必要になり、政策課題に深く関わるようになればなるほど、当の科学は不確実性と見解の対立、利害や価値観の対立にさらされ、各方面からその正しさや信頼性を厳しく問われる度合いが高まるのだ。

「専門知のパラドックス」とも呼ばれるこのような状況は、今まさに日本社会が直面している困難に他ならない。こうした状況において、より信頼に値する科学的助言を可能にするにはどうしたらよいのだろうか。

そこで注目したいのが「専門知の民主化／民主制の専門化」という筋道だ。このうちとくに「専門知の民主化」は、2001年に欧州委員会のブロディ委員長(当時)のイニシアティヴでまとめられた報告書『専門知の民主化と科学の参照システムの確立』⁶で示された理念であり、「開放性」「参加」「アカウンタビリティ(説明応答責任)」「有効性」「整合性」という5原則が示されている。また2003年6月には、欧州委員会の報告書の執筆者S.フントヴィッチとA.リベラトーレをゲスト編集者にした専門誌 *Science and Public Policy*(Vol. 30, no. 3, 2003)が、この概念を主題にした特集を組んでいる。これら二つの文献をもとに「専門知の民主化／民主制の専門化」の意味を、「政府(政策

表2-「専門知の民主化／民主制の専門化」の概念の見取り図

	政府(政策決定過程)	市民社会(とくに市民社会組織)
専門知の民主化	政策決定過程における専門知利用の正確性の強化 (透明性、アカウンタビリティ、知識ソースの多元性、有効性、アクセス・参加の促進)	知的資源の利用可能性の向上 (情報公開、知識普及、研究資源の開放利用、専門家との協働など)
民主制の専門化	政策決定の専門的基盤の強化	市民社会組織の専門的能力の構築

決定過程)』と「市民社会」の2つの領域でまとめたのが表2だ⁷。

このような考え方が現れた背景には、今までなく英國や他の欧州諸国にも広がったBSE問題やGM作物問題の経験がある。実際、上述した信頼の危機に対する英國の二つの応答は、表2の政府における専門知の民主化と民主制の専門化に重なっている。

では、なぜ「専門知の民主化／民主制の専門化」が「専門知のパラドックス」に対する対応方法になりうるのか。まず政府の側の「専門知の民主化」、つまり政策決定に必要な専門知が生産・集積・活用されるプロセスを社会に開くことには、政府機関や少数の特定の専門家集団に限定されないさまざまな知的インプットや多角的な批判的検証を可能にする効果があるからだ。これが表2にある「知識ソースの多元性」ということであり、そのためにもプロセスの透明性やアカウンタビリティ、参加の機会の確保などが求められる。その結果、専門知の質が高まり、政府における「民主制の専門化」の度合いが高まるとともに、社会からの懸念や要望、意見に応ずることで信頼を得ることにもつながる。意思決定への信頼(trust)にとっては、そのプロセスに働きかけることにより、結果を変えることができるという関与する人々の自信(confidence)も重要だからだ。

他方、市民社会の側では、「専門知の民主化」によって、利用できる知的資源(政府の資料やデータ、学術論文など)の幅が広がり、政策分析や政策提言に必要な専門的能力を發揮しやすくなる。つまり市民社会における「民主制の専門化」が進み、ひいては政府に対する知的インプットの質が上がり、政府の側でも「民主制の専門化」が進むことにな

るのである。

日本で「専門知の民主化／民主制の専門化」を進めには?

それではどうしたらこの日本で「専門知の民主化／民主制の専門化」を進めることができるのだろうか。そのためには何が必要なのだろうか。もちろん文化も法制度も異なる英國や他の欧州諸国のやり方を、そのまま日本で模倣すれば済む問題ではないが、専門知のパラドックスにさらされているのは日本も同様であり、何らかのかたちでの「専門知の民主化／民主制の専門化」は不可欠であるはずだ。そのためには、政策決定への参加機会の拡大など政府における「専門知の民主化」を進めることができが大前提だが、それを活かすためにも必要な要素として、ここでは「専門性のパラドックスの認識」と「知識生産リソースの多元的配分」を指摘しておきたい。

科学に潜む「公共的問い」と「知の多元性」

まず「専門性のパラドックスの認識」とは、要するに先に述べたような不確実性や利害、価値観との関わりなど、科学だけでは決着できない複雑な問題があることを関係者が率直に認め、とくに「専門性の民主化」の必要性を深く認識することだ。詳しくは別書⁸に譲るが、たとえばリスク問題では、「何を公的に規制すべき重大なリスクと見なすか」や、「どのリスクを受け入れ、どのリスクは拒否するか」は、根本的には社会の価値観や利害関係に依存する判断であり、原則的には一部の科学者や政策決定者だけで決めてはならない公共的な問いである。日本では従来、「安全は科

学、安心は信頼など心理の問題」という切り分けるものもで、リスクに関する科学的検討を過度に社会的文脈から切り離して考える傾向が強いが、一見科学的な問題の中にも公共的な議論を開くべきものがたくさんあることを認識しなければならない。先の英国政府の科学的助言に関するガイドラインに「公共的関与」の必要が指摘されているのはそのためだ。

これに加えて同ガイドラインでは、とくに不確実性が存在する場合には、できるだけ幅広いソースから知識を集めること、つまり「知識ソースの多元性」が求められている。多元性を高めることは、不確実でどれが正解かわからない状況において「知のポートフォリオ」ができるだけ充実させ、誤った見解に囚われるリスクを減らすことにつながるからだ。またその際、留意しなければならないのは科学的助言の「中立性」についての考え方だ。たとえば全米科学アカデミーの委員会では、「偏りのない専門家などいない」ことを前提に、個々の専門家に中立性を求めるのではなく、様々なバイアスのある人を集め、審議会全体としてバランスを取るようにしているという。中立性は多元性を通じて確保されるというわけである。

調査・分析人材の充実

そのように知の多元性を高め、政策策定の専門的基盤を充実させるために必要なのが「知識生産リソースの多元的配分」である。とくに調査・分析を行う専門的人材が職業的に活躍できる場を確保し、広げることが重要だ。たとえば省庁の審議会では、委員となる研究者のほとんどは大学などに本務がある多忙な人々であり、彼らだけでは審議に必要な情報収集や調査、分析、資料作成を十分に行うことはほぼ不可能だ。こうした役割は、これまでもっぱら官僚が担ってきたわけだが、学術的に高度な専門性を必要とする課題に対応するには、やはりその専門の訓練を受け、関連する他の専門分野についても広い見通しをもつ人材が必要となる。公務員定員の制限もあるため、雇用形態には工夫が必要だが、こうした専門的人材を専属

スタッフとして行政機関内に揃えるとともに、大学や独法研究機関、シンクタンクなどの研究者との緊密な連携・交流のための仕掛けが求められる。国会でも、たとえば国会図書館の調査部門の充実が考えられる。

専門的人材の充実が必要な場としては学会組織も重要だ。とくに日本を代表する研究者組織として、「科学者の国会」ともよばれ、科学技術関連の政策について政府から諮詢を受け、勧告する役割をもつ日本学術会議の存在は大きい。2005年には政策提言能力を向上させるべく組織改革も行われている。しかし現状は、政策提言・助言組織としてはまだ力不足を否めない。

とくに重大な問題は、政府機関と同様に、高度な専門性を備えた調査・分析スタッフが専属でいないことだ。ちなみに全米科学アカデミーでは、600ほどの常設の委員会が2年に一度くらいのペースで報告書を発表しているが、そのバックには補佐的な役割まで含めれば1000人以上に及ぶ運営スタッフの力がある。具体的には、委員会の担当スタッフ(ディレクターないし副ディレクター)としてプログラム・オフィサーが100人ほどおり、一人あたり常時6~7個のプログラムを担当している。それぞれには各委員会の上位の研究プログラムや理事会のスタッフも加わっている。また彼らの下にはリサーチ・アソシエートと呼ばれるスタッフが数名つき、調査業務などをしている。このレベルのスタッフで最低でも学部卒ないし修士号保有者であり、プログラム・オフィサーならばほとんどが博士号取得者である。制度的環境も人材育成の状況もまったく異なる日本で、いきなりここまで充実を求ることはできないが、何らかの形でリソースを配分し、専門的スタッフの充実を進めなければならない。

市民・生活者の知を支援する

最後にもう一つ重要なのは市民社会へ知識生産リソースを配分することだ。信頼しうる専門知を可能にするには、政府や学術組織だけでなく、市民・生活者の不安や問題关心、期待を反映して調

査・分析を行い、政策の分析・提言を行うNPOなどの役割が不可欠だからだ。これは、今回の原発事故のような緊急時でも同様で、たとえば事故直後から連日行われたNPO法人・原子力情報資料室によるインターネット放送Ustreamでの情報発信、元原子力技術者の後藤政志氏による解説は、政府や東電の発表と合わせて聞くことで、多くの人々が事故を複眼的にとらえることができたのではないだろうか。

また、そうした互いに独立な立場からの情報発信は、内容を突き合わせることで、それぞれの信頼性の検証に役立つ点でも重要だ。3月末に福島県の線量調査を行った国際環境NGOグリーンピースが、高線量だった飯舘村の測定結果が福島県発表データとほぼ同じだったため、県や政府の測定は信頼できることが確認されたと発表したことがあった。これは、政府情報に対する信頼の確認のみならず、NGOに対して懐疑的な人々にとってはNGO自身の信頼性を確認する機会にもなったはずだ。また今回の事故では、一般社団法人サイエンス・メディア・センターが果たした役割も大きい。専門家間で見解が分かれるような話題についても、できるだけバランスよく情報や意見を集め、マスメディアに提供することを第一の役割としており、その点で「民主制の専門化」といえるが、今回の事故ではホームページへの情報掲載を直接多くの市民が閲覧し、情報収集に役立ったはずである。今後もこうした「対抗的専門性」や「媒介的専門性」を、寄附などを通じてわれわれ市民自身が育て鍛え上げることも含めて、社会の中でリソースを配分し、醸成していく必要があるだろう。

* * *

以上、信頼しうる専門知システムを実現するための「専門知の民主化／民主制の専門化」を日本で進めるための要件についてまとめてみたわけだが、実をいえばこれらの動きは日本でも既に始まっていたものだ⁹。たとえば原子力では1995年のもんじゅ事故や1999年のJCO臨界事故、食品安全では2001年のBSE問題などを通じて、す

でに信頼の危機は起きており、その結果、専門性の民主化(社会とのコミュニケーションの促進)や民主制の専門化(規制行政の改革)もある程度図られてきた。しかしそれらはいずれも、この3.11以後のアリティから見ると、ひどく中途半端で生ぬるいものだったといわざるをえない。

折しも今年は第4期科学技術基本計画が始まる年であり、「社会とともに創り進める政策」という基本方針のもと「政策の企画立案及び推進への国民参画の促進」や「科学技術イノベーション政策のための科学の推進」といった施策が掲げられている。これらの政策を元手に、原発過酷事故の収束と被害の緩和・救済、そして震災そのものの復興も含め、今度こそ真剣に、信頼に値する専門知のシステムをこの日本に実現し、社会に貢献できるようにしなければならない。

文献

- 1—House of Lords Select Committee on Science and Technology: *Science and Society: Third Report*, UK House of Lords (2000)
- 2—The Royal Society: *The Public Understanding of Science*, The Royal Society (1985)
- 3—Parliamentary Office of Science and Technology: OPEN CHANNELS: *Public Dialogue in Science and Technology*, UK Parliamentary Office of Science and Technology (2001)
- 4—吉澤剛・他:「科学と社会をつなぐ組織の社会的定着に向けて: 英国からの教訓」, 科学技術コミュニケーション, 9, 93 (2011)
- 5—第一次の二つより作成。Government Office for Science: *The Government Chief Scientific Adviser's guidelines on the use of scientific and engineering advice in policy making*, Department for Business, Innovation and Skills (2010). (独)科学技術振興機構研究開発戦略センター「政策形成における科学の健全性の確保と行動規範について」, (独)科学技術振興機構(2011)
- 6—European Commission: *Democratising Expertise and Establishing Scientific Reference Systems-White Paper on Governance*, European Commission (2001)
- 7—平川秀幸:「科学技術のガバナンス—その公共的討議の歴史と『専門性の民主化／民主制の専門化』」, アクセス公共学, 山脇直司・押村高編, 日本経済評論社(2010)pp. 201~219
- 8—平川秀幸:「科学とは誰のものか—社会の側から問い合わせ直す」, NHK出版(2010)
- 9—平川秀幸:「三・一一以降の科学技術ガバナンスに向けて:過去を通じての未来へ」, 現代思想, 2011年5月号, 172(2011)